

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	個人住民税及び森林環境税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、個人住民税及び森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和6年9月6日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税及び森林環境税に関する事務
②事務の内容	地方税法に基づき、地方税の賦課徴収を行い、課税及び収納に必要な調査をしている。また、事務に関する証明書の発行、他の行政機関からの照会に対する回答、課税資料の閲覧にも応じている。 森林環境税については、森林環境税及び森林環境増与税に関する法律に基づき、個人住民税と併せて賦課徴収を行うものである。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律「(以下「番号法」という。)」の規定に従い、以下の事務について特定個人情報ファイルを利用する。 ①課税対象者に関する情報管理 ②課税根拠資料に係る個人特定及び管理 ③所得及び控除の管理 ④課税標準額及び税額の算出 ⑤各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理 ⑥扶養関係情報の管理 ⑦個人住民税・森林環境税に係る納税通知書、課税明細書及び納付書(納入書)等の発行 ⑧個人住民税・森林環境税に係る証明書等の発行 ⑨滞納整理に係る個人の特定及び管理 ⑩督促状の発送 ⑪地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑫地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等への通知書の発行
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	1.当初課税準備事務 ・納税義務者登録機能 対象年度の課税処理等を行うための、基本情報を登録する。 ・総括表作成機能 総括表を作成する。 ・申告案内書出力機能 申告案内書を出力する。 2.課税事務 ・課税機能 申告支援システムにより作成された当初課税用ファイルを取り込んで、税額計算をするとともに徴収区分を決定し、当初賦課の処理を行う。 ・扶養否認登録機能 扶養対象でないことが判明した場合は、課税額を再計算する。 ・納税管理人登録機能 当初課税対象者が死亡となった場合は納税管理人を確認し登録する。 ・みなし課税通知情報登録機能 他市町村から送付されたみなし課税通知(地方税法第294条第3項)情報を登録する。 ・未申告／修正申告受付登録機能 未申告者に対する通知の作成及び未申告者からの申告書や修正申告書等を受付け、登録する。 ・異動情報受付登録機能(特別徴収者) 特徴義務者からの異動届出を受付け、徴収方法を変更する。 ・減免申請受付登録機能 減免の申請を受付け、審査結果を登録する。 ・更正(税額変更)機能 修正申告、減免等により税額の変更が発生した場合は税額変更処理を行う。 ・調定表出力機能 賦課処理結果を基にした調定表を出力する。 3.発行事務 ・各種証明書発行機能 所得証明書・課税(非課税)証明書・納税証明書を発行する。 ・通知書等発行機能 納税通知書、納税変更通知書、納付書(納入書)及び他市町村へのみなし課税通知(地方税法第294条第3項)等、課税事務に関連する書類を発行する。 4.照会事務 ・賦課情報照会機能 個人の所得、控除、税額、期割等の賦課情報や事業所情報の検索・照会ができる。 5.統計事務 ・統計情報作成機能 都道府県に報告するための各種統計情報資料を作成する。 ・統計資料作成機能(EUC) 調定に必要な統計資料を作成する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (申告支援システム、コンビニ交付システム)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	申告支援システム
②システムの機能	1.各種データ取込機能 ・宛名情報取込機能 対象年度の入力処理を行うための宛名情報を取り込む。 ・課税資料情報取込機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報、確定申告データ等を取り込む。 ・社会保険料収納情報取込機能 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の収納情報を取り込む。 2.課税資料情報入力機能 ・支払報告書情報入力機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を入力する。 ・申告情報入力機能 申告内容に基づき所得情報や控除情報を入力し、確定申告書、または住民税申告書の作成を行う。 3.課税資料チェック機能 ・各課税資料の関連チェックを行う。 4.合算機能 ・各課税資料の合算処理を行う。 5.当初課税データ作成機能 ・個人住民税システムで取り込まれる当初課税用ファイルの作成を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム3	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	1.国税連携データ配信機能 ・国税庁から送信された連携データ(所得税確定申告書等データ、法定調書データ、扶養是正情報等データ)を地方公共団体の受信サーバに配信し、地方公共団体において、国税連携データ照会機能から利用できるようにする。 2.国税連携データ照会機能 ・国税庁から地方公共団体に、国税連携データ配信機能によって送信された国税連携データについて、地方公共団体で検索、表示、印刷、ダウンロードを行う。 3.団体間回送機能 ・他の地方公共団体へ課税用資料等を電子データとして送信する。扶養是正情報等データを国税庁連絡サーバへ送信する。 4.マスタ管理機能 ・国税連携システムで利用する上で必要な団体情報、利用者情報等の登録、更新を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 地方税ポータルセンタ(eLTAX) ）
システム4	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	1.給与支払報告書や公的年金等支払報告書のダウンロード機能 ・年金保険者からの公的年金等支払報告書、事業所等からの給与支払報告書を電子データで受信する。 2.特別徴収税額通知データの送信機能 ・給与所得者又は年金所得者の特別徴収税額決定通知データを年金保険者や事業所等へ送信する。 3.申告データ審査・照会機能 ・地方税電子申告の申告データ審査と管理を行う。 4.申請・届出データ審査・照会機能 ・給与支払報告書、公的年金等支払報告書、特別徴収事務に関する申請書(異動届出書等)の審査と管理を行う。 5.寄附金税額控除に係る申告特例通知書のダウンロード機能 ・地方自治体からの寄附金税額控除に係る申告特例通知書を電子データで受信する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 地方税ポータルセンタ(eLTAX) ）

システム5	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1.宛名番号付番機能 ・宛名番号が未登録の個人について、新規に番号を付番する。 2.宛名情報等管理機能 ・住登者および住登外者の宛名情報等を個人番号と紐付けて保存し、管理する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1.団体内統合宛名番号付番機能 ・団体内統合宛名番号（以下「統合宛名番号」という。）が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに返却する。 2.宛名情報等管理機能 ・団体内統合宛名システムにおいて、宛名情報を統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3.中間サーバー連携機能 ・中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する。 4.各事務システム連携機能 ・各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ 中間サーバー ）

システム7	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1.符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と紐付け、その情報を保管・管理する。 2.情報照会管理機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3.情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4.既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存業務システム、団体内統合宛名システム及び既存住民基本台帳システム(以下、「住基システム」という。)との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5.情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6.情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保管・管理する。 7.データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8.セキュリティ管理機能 ・情報セキュリティを管理する。 9.職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10.システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れの情報を削除する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム8	
①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	1.賦課状況管理機能 ・賦課状況を義務者個人等单位で管理する。 2.収納状況管理機能 ・納付状況(納付額、日付、税目、納付方法等)を管理する。 3.口座振替管理機能 ・口座振替する情報(口座情報、該当税目、振替方法等)を管理する。 4.収納金消込管理機能 ・収納金を消込する情報(収納額、日付、該当税目、支払方法等)を管理する。 5.還付・充当管理機能 ・過誤納金を還付・充当する情報(還付・充当額、日付、該当税目、還付方法等)を管理する。 6.滞納処分管理機能 ・滞納処分情報(督促状送付日、執行停止情報等)を管理する。 7.時効・欠損管理機能 ・時効及び欠損処理等の情報を管理する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()

システム9	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	1.滞納者登録機能 ・収納管理情報より、滞納者を抽出し、滞納情報に登録する。 2.催告機能 ・督促しても納付しない納税義務者に対して、催告書を出力する。 3.納付相談情報等管理機能 ・納税義務者との面談情報等を登録する。 ・納税義務者の納税計画に対する納税誓約書情報を管理する。 ・納税義務者より、延滞金減免の申請を受け、審査結果等を管理する。 4.財産調査・滞納処分に関する機能 ・財産調査、交付要求、差押、参加差押、公売（換価）及び執行停止等について管理する。 5.不納欠損機能 ・執行停止及び時効により納税義務が消滅した該当データを滞納情報・収納情報に反映する。 6.納付書発行機能 ・再発行納付書及び分納納付書を発行する。 7.滞納情報照会機能 ・該当の者に対する、滞納情報等を照会する。 8.統計資料作成機能 ・滞納状況・滞納処分に関する必要な統計資料を作成する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム10	
①システムの名称	個人住民税システム（ガバメントクラウド）
②システムの機能	1.当初課税準備事務 ・納税義務者登録機能 対象年度の課税処理等を行うための、基本情報を登録する。 ・総括表作成機能 総括表を作成する。 ・申告案内書出力機能 申告案内書を出力する。 2.課税事務 ・課税機能 申告支援システムにより作成された当初課税用ファイルを取り込んで、税額計算をするとともに徴収区分を決定し、当初賦課の処理を行う。 ・扶養否認登録機能 扶養対象でないことが判明した場合は、課税額を再計算する。 ・納税管理人登録機能 当初課税対象者が死亡となった場合は納税管理人を確認し登録する。 ・みなし課税通知情報登録機能 他市町村から送付されたみなし課税通知（地方税法第294条第3項）情報を登録する。 ・未申告／修正申告受付登録機能 未申告者に対する通知の作成及び未申告者からの申告書や修正申告書等を受け、登録する。 ・異動情報受付登録機能（特別徴収者） 特徴義務者からの異動届出を受け、徴収方法を変更する。 ・減免申請受付登録機能 減免の申請を受け、審査結果を登録する。 ・更正（税額変更）機能 修正申告、減免等により税額の変更が発生した場合は税額変更処理を行う。 ・調定表出力機能 賦課処理結果を基にした調定表を出力する。 3.発行事務 ・各種証明書発行機能 所得証明書・課税（非課税）証明書・納税証明書を発行する。 ・通知書等発行機能 納税通知書、納税変更通知書、納付書（納入書）及び他市町村へのみなし課税通知（地方税法第294条第3項）等、課税事務に関連する書類を発行する。 4.照会事務 ・賦課情報照会機能 個人の所得、控除、税額、期割等の賦課情報や事業所情報の検索・照会ができる。 5.統計事務 ・統計情報作成機能 都道府県に報告するための各種統計情報資料を作成する。 ・統計資料作成機能（EUC） 調定に必要な統計資料を作成する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 申告支援システム、コンビニ交付システム ）

システム11～15	
システム11	
①システムの名称	EUCシステム(基本セット内)
②システムの機能	①非定型業務や市区町村ごとの独自業務及び各都道府県で実施する独自の統計調査等に対して、住民記録システム等のデータ(基本データリスト形式)を抽出、分析、加工、出力する。 ②その他、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」2.5. EUC 機能」に記載された「実装必須機能」を最低限、備える。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム 統合収納管理システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、国民年金システム、印鑑登録システム、選挙管理システム、学齢簿管理システム、就学援助システム
3. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲)及び別表の24の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項(48の項)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 課税課、総務部 収納課
②所属長の役職名	課税課長、収納課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有する個人および当市に住所を有しないその配偶者、被扶養者、専従者。 ・賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有しない者で、当市内に事業所または家屋敷を有する個人。
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	・個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 ・その他識別情報(内部番号):個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する。 ・基本4情報:賦課期日時点の氏名、住所等を管理するために保有する。 ・その他住民票関係情報:納税者と配偶者および被扶養者との関係を把握するために保有する。 ・地方税関係情報:課税対象者の課税状況を管理するための区分を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部 課税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署（市民課、生活支援課） ☐ 行政機関・独立行政法人等（税務署(国税庁)、年金支払者(日本年金機構のみ)） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人（他市町村担当課） ☐ 民間事業者（給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く)） ☐ その他（
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他（国税連携システム(eLTAX)、審査システム(eLTAX)
③使用目的 ※		地方税法に定められた個人住民税に関する事務を公平・公正・効率的に行うため。 課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者および被扶養者の個人情報を保持し、公平・公正な賦課を行うとともに、関連する各種証明書等を発行する。
④使用の主体	使用部署	総務部 課税課 収納課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		課税対象者(納税義務者)の基本的な情報管理 以下の課税対象者(非課税者含む)情報の登録(更新)を行う。 ・1月1日現在、住民登録されている者 ・1月1日現在、事務所・家屋敷を持っている者で、当市内に住所がない者 ・市内に住民票はないが、居住実態のある者 ・課税対象者の配偶者、被扶養者、専従者で、当市内に住所がない者
情報の突合		個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		個人住民税システムの運用保守
①委託内容		システムの運用保守
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社サンネット
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。 業務委託における重要情報資産・個人情報の取扱留意事項に従う。 <ガバメントクラウド上での個人住民税システム運用環境の構築・運用> 「適切な委託先の選定」に関して以下を実施し、個人番号は扱わない旨の契約をするため「必要かつ適切な監督」は不要とする。 ①委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務、再委託先の事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨、再委託先の事業者が適切にアクセス制御を行う等の措置が講じられている旨について記載した書面による再委託申請の提出を受ける(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) ②対象となる事務処理システムをクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置するために、設置場所(クラウド)のセキュリティ対策を再委託先事業者が実施する場合には、当該事業者は、次の条件を満たすものとする。 ・情報システムの設計・開発に係る品質管理体制について「ISO 9001:2008」、組織としての能力成熟度について「CMMIレベル3以上」のうち、いずれかの認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・情報セキュリティに関して「ISO/IEC 27001」又は「JIS Q 27001」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・クラウドセキュリティに関して「ISO/IEC 27017」又は「CSマーク・ゴールド」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・クラウドサービス事業者が提示する責任共有モデルを理解し、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを確認できること。 ・対象となる事務処理システムを理解しており、当該システムの導入実績(導入予定でも可)があること。 <個人住民税システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用> ①委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務、再委託先の事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨、再委託先の事業者が適切にアクセス制御を行う等の措置が講じられている旨について記載した書面による再委託申請の提出を受ける(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) ②対象となる事務処理システムの開発環境をクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築することを再委託先事業者が実施する場合には、当該事業者は、次の条件を満たすものとする。 ・情報システムの設計・開発に係る品質管理体制について「ISO 9001:2008」、組織としての能力成熟度について「CMMIレベル3以上」のうち、いずれかの認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・情報セキュリティに関して「ISO/IEC 27001」又は「JIS Q 27001」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・クラウドサービス事業者が提示する責任共有モデルを理解し、対象となる事務処理システムの開発環境におけるセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを確認できること。 ・対象となる事務処理システムを理解しており、当該システムについてDevOps(CI/CD)を取り入れた開発実績(開発予定でも可)があること。 ③クラウドサービス事業者が保有・管理する環境(AWS、Azure等)に当該保守環境を設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施することになるため、クラウドサービス事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証(クラウドサービスのための情報セキュリティ規格)の認証を取得していること ・ISO/IEC27018(クラウドサービス上で扱う個人情報を保護することを目的とした規格)の認証を取得していること(結合・総合テストのために仮名加工情報を扱う場合)。
	⑥再委託事項	・ガバメントクラウド上での個人住民税システム運用環境の構築・運用 ・個人住民税システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用

委託事項2～5	
委託事項2	
納税通知書等の印刷及び封入・封緘業務	
①委託内容	
納税通知書等の印刷及び封入・封緘	
②委託先における取扱者数	
[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	
株式会社ジャネックス	
再委託	④再委託の有無 ※
	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
⑥再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	
[☒] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない	
提供先1	
市町村長	
①法令上の根拠	
番号法第19条第10号	
②提供先における用途	
各市町村が、個人住民税賦課を適切に行うために必要な情報を把握する。(二重課税防止等)	
③提供する情報	
個人住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	
[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
「2. ③対象となる本人の範囲」のうち、地方税法第294条第3項に該当する者	
⑥提供方法	
[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [☒] その他 (国税連携システム(eLTAX))	
⑦時期・頻度	
必要に応じて随時	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	当市における措置 : 当市では課税対象者情報を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 : 24時間入退館管理・監視をしている建物（データセンター）の中で、さらに入退室管理・監視を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 : ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
課税資料ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有する個人および当市に住所を有しないその配偶者、被扶養者、専従者。 ・賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有しない者で、当市内に事業所または家屋敷を有する個人。
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うため。
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	・個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 ・その他識別情報(内部番号):個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する。 ・基本4情報:賦課期日時点の氏名、住所等を管理するために保有する。 ・その他住民票関係情報:納税者と配偶者および被扶養者との関係を把握するために保有する。 ・国税関係情報:住民税賦課に必要な所得税情報を確認するために保有する。 ・地方税関係情報:課税対象者の課税状況を管理するための区分、課税の基となる所得や控除の情報および課税情報を保有する。 ・健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護関係情報:所得控除を確認するために保有する。 ・年金関係情報:年金所得情報を把握するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部 課税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (市民課 障害福祉課 生活支援課 高齢福祉課 保険年金課) [○] 行政機関・独立行政法人等 (税務署(国税庁)、年金支払者(日本年金機構のみ)) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村担当課) [○] 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く)) [] その他 ()
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (国税連携システム(eLTAX)、審査システム(eLTAX))
③使用目的 ※		地方税法に定められた個人住民税に関する事務を公平・公正・効率的に行うため。 課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者および被扶養者の個人情報を保持し、公平・公正な賦課を行うとともに、関連する各種証明書等を発行する。
④使用の主体	使用部署	総務部 課税課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1.給与支払報告書の登録 ・特徴事業所から送付される給与支払報告書情報を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。 2.公的年金支払報告書の登録 ・年金保険者から送付される公的年金支払報告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。 3.確定申告書の登録 ・税務署、市町村窓口、e-tax等で申告された確定申告書を登録し、他の申告等との名寄せ条件として氏名・生年月日に加えて個人番号を利用する。 4.二重扶養者の確認 ・申告書に記載された扶養者情報について、当市および他市において二重に扶養者として登録されていないか確認する条件として、氏名に加えて個人番号を利用して確認する。
情報の突合		・申告書等の各資料及び関係機関からの賦課に関連する情報は、個人番号及びその他識別番号(内部番号)をもって突合を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する]	＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		申告支援システムの運用保守	
①委託内容		システムの運用保守	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。 業務委託における重要情報資産・個人情報の取扱留意事項に従う。	
	⑥再委託事項	申告支援システムの運用保守	
委託事項2～5			
委託事項2		給与支払報告書及び公的年金等支払報告書のデータ入力業務	
①委託内容		データ化されていない給与支払報告書及び公的年金等支払報告書のデータ入力	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ニュージャパナレッジ(令和5年度) ※委託先は年度毎に決定する。	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている () 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	賦課住所地となる他市町村で申告情報の登録を行うため
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者のうち、他市町村に資料回送すべき者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☒] 紙 [☒] その他 (国税連携システム(eLTAX))
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	当市における措置 : 当市では課税対象者情報を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 : 24時間入退館管理・監視をしている建物（データセンター）の中で、さらに入退室管理・監視を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 : ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
課税台帳情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有する個人および当市に住所を有しないその配偶者、被扶養者、専従者。 ・賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有しない者で、当市内に事業所または家屋敷を有する個人。
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うため。
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	・個人番号、個人番号対応符号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 ・その他識別情報(内部番号):個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する。 ・基本4情報:賦課期日時点の氏名、住所等を管理するために保有する。 ・その他住民票関係情報:納税者と配偶者および被扶養者との関係を把握するために保有する。 ・国税関係情報:住民税賦課に必要な所得税情報を確認するために保有する。 ・地方税関係情報:課税対象者の課税状況を管理するための区分、課税の基となる所得や控除の情報および課税情報を保有する。 ・健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報:所得控除を確認するために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護非課税判定のために保有する。 ・介護・高齢者福祉関係情報:年金特徴判定のために保有する。 ・年金関係情報:年金所得情報を把握するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部 課税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、障害福祉課、生活支援課 ） [☐] 行政機関・独立行政法人等 （ 税務署(国税庁)、年金支払者(日本年金機構のみ) ） [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市町村担当課 ） [☐] 民間事業者 （ 給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く) ） [☐] その他 （ ）
②入手方法		[☐] 紙 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 電子メール [☐] 専用線 [☐] 庁内連携システム [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] その他 （ 国税連携システム(eLTAX)、審査システム(eLTAX) ）
③使用目的 ※		地方税法に定められた個人住民税に関する事務を公平・公正・効率的に行うため。 課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者および被扶養者の個人情報を保持し、公平・公正な賦課を行うとともに、関連する各種証明書等を発行する。
④使用の主体	使用部署	総務部 課税課 収納課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1.新規課税 ・申告書等の各資料及び関係機関からの賦課に関連する情報を基に当初賦課を行い、課税台帳を作成する。 2.更正 ・申告書等に記載された個人番号の検索により対象者を特定し、税額の更正等、必要な処理を行う。 3.表示 ・納税通知書等に、個人番号を記載する。
	情報の突合	・庁内の他システムと連携し業務関係情報を入手する場合は、個人番号若しくは、その他識別情報(内部番号)で突合を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する] (2) 件	＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		個人住民税システムの運用保守	
①委託内容		システムの運用保守	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社サンネット	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。 業務委託における重要情報資産・個人情報の取扱留意事項に従う。 ＜ガバメントクラウド上での個人住民税システム運用環境の構築・運用＞ 「適切な委託先の選定」に関して以下を実施し、個人番号は扱わない旨の契約をするため「必要かつ適切な監督」は不要とする。 ①委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務、再委託先の事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨、再委託先の事業者が適切にアクセス制御を行う等の措置が講じられている旨について記載した書面による再委託申請の提出を受ける(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) ②対象となる事務処理システムをクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置するために、設置場所(クラウド)のセキュリティ対策を再委託先事業者が実施する場合には、当該事業者は、次の条件を満たすものとする。 ・情報システムの設計・開発に係る品質管理体制について「ISO 9001:2008」、組織としての能力成熟度について「CMMILレベル3以上」のうち、いずれかの認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・情報セキュリティに関して「ISO/IEC 27001」又は「JIS Q 27001」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・クラウドセキュリティに関して「ISO/IEC 27017」又は「CSマーク・ゴールド」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・クラウドサービス事業者が提示する責任共有モデルを理解し、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを確認できること。 ・対象となる事務処理システムを理解しており、当該システムの導入実績(導入予定でも可)があること。 ＜個人住民税システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用＞ ①委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務、再委託先の事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨、再委託先の事業者が適切にアクセス制御を行う等の措置が講じられている旨について記載した書面による再委託申請の提出を受ける(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) ②対象となる事務処理システムの開発環境をクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築することを再委託先事業者が実施する場合には、当該事業者は、次の条件を満たすものとする。 ・情報システムの設計・開発に係る品質管理体制について「ISO 9001:2008」、組織としての能力成熟度について「CMMILレベル3以上」のうち、いずれかの認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・情報セキュリティに関して「ISO/IEC 27001」又は「JIS Q 27001」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・クラウドサービス事業者が提示する責任共有モデルを理解し、対象となる事務処理システムの開発環境におけるセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを確認できること。 ・対象となる事務処理システムを理解しており、当該システムについてDevOps(CI/CD)を取り入れた開発実績(開発予定でも可)があること。 ③クラウドサービス事業者が保有・管理する環境(AWS、Azure等)に当該保守環境を設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施することになるため、クラウドサービス事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証(クラウドサービスのための情報セキュリティ規格)の認証を取得していること ・ISO/IEC27018(クラウドサービス上で扱う個人情報を保護することを目的とした規格)の認証を取得していること(結合・総合テストのために仮名加工情報を扱う場合)。	
	⑥再委託事項	・ガバメントクラウド上での個人住民税システム運用環境の構築・運用 ・個人住民税システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用	

委託事項2～5		
委託事項2		納税通知書等の印刷及び封入・封緘業務
①委託内容		納税通知書等の印刷及び封入・封緘
②委託先における取扱者数		＜選択肢＞ 1) 10人未満2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満6) 1,000人以上 [10人以上50人未満]
③委託先名		株式会社ジャネックス
再委託	④再委託の有無 ※	＜選択肢＞ 1) 再委託する2) 再委託しない [再委託しない]
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (76) 件 [☐] 移転を行っている (8) 件 [] 行っていない
提供先1	特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	特別徴収義務者が、特別徴収税額等の情報を把握する。
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」のうち、特別徴収の対象者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 (国税連携システム(eLTAX))
⑦時期・頻度	当初課税および更正毎
提供先2～5	
提供先2	国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税庁が、所得税業務を適切に行うために必要な情報を把握する。
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☐] その他 (国税連携システム(eLTAX))
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

提供先3	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	各市町村が、個人住民税賦課を適切に行うために必要な情報を把握する。(二重課税防止等)
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」のうち、地方税法第294条第3項に該当する者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (国税連携システム(eLTAX))
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
提供先4	教育委員会 学校教育課
①法令上の根拠	番号法第19条第11号 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第5条別表第三
②提供先における用途	就学援助事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
提供先5	提供先については、別紙を参照(提供先5～76)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙に記載)
②提供先における用途	別紙に記載
③提供する情報	別紙に記載
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先1	保健こども部 保険年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表及び同条第2項	
②移転先における用途	国民健康保険事務、後期高齢者医療制度事務、国民年金事務	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	
移転先2～5		
移転先2	福祉部 高齢福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表及び同条第2項 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項別表第二	
②移転先における用途	介護保険事務、老人福祉事務	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	
移転先3	福祉部 障害福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表及び同条第2項 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項別表第二	
②移転先における用途	障害者支援事務、手帳発行及び管理・手当関係等事務、 重度心身障害者に対する医療費の助成・福祉年金の支給関係事務	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	

移転先4	保健こども部 子育て推進課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表及び同条第2項 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項別表第二	
②移転先における用途	保育事務、教育・保育給付事務、地域子ども・子育て支援事業事務、児童手当事務、児童扶養手当事務、母子父子家庭自立支援事務、乳幼児・こども・ひとり親家庭に対する医療費の助成関係事務	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	
移転先5	福祉部 生活支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表及び同条第2項 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項別表第二	
②移転先における用途	生活保護事務	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	

移転先6～10	
移転先6	保健子ども部 健康増進課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表及び同条第2項
②移転先における用途	健康増進事務、予防接種管理事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先7	土木都市建設部 建築課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表及び同条第2項
②移転先における用途	公営住宅管理事務、改良住宅管理事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先8	福祉部 福祉総務課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表及び同条第2項
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等事務、被災者支援事務、被災者台帳作成事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先9	保健こども部 こども相談支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表及び同条第2項	
②移転先における用途	母子保健事務、予防接種管理事務、未熟児養育医療事務	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙	
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	当市における措置 : 当市では課税台帳情報を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 : 24時間入退館管理・監視をしている建物(データセンター)の中で、さらに入退室管理・監視を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 : ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 : 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 : 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点で本市に住所を有する個人、または本市内に事業所または個人で本市に住所を有しない者で、所得にかかる各種申告(給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書等)があった者およびその被扶養者。
その必要性	地方税法第24条および第45条の2、地方税法第294条および第317条の2等に基づいて課税された賦課情報を使用するため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (☐ 口座振替登録情報)
その妥当性	・個人番号: 収納情報の個人を正確に特定するために保有(参照)する。 ・その他識別情報(内部番号): 本市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。 ・基本4情報: 督促状、還付・充当通知書等の送付先を設定、確認するために保有する。 ・地方税関係情報: 納付の基となる課税(調定)情報を保有する。 ・その他(口座振替登録情報): 口座振替を行うために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部 収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 () [☐] 行政機関・独立行政法人等 () [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [☐] 民間事業者 () [☒] その他 (個人住民税システム)
②入手方法		[☒] 紙 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 電子メール [☐] 専用線 [☒] 庁内連携システム [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] その他 ()
③使用目的 ※		納税義務者の個人番号を利用し、より正確且つ効率的な収納管理事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	総務部 収納課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1.徴収事務 ・同一納税義務者にも関わらず、複数の収納情報が発生していた場合の名寄せを行うために個人番号を利用する。 2.収納管理事務 ・市民税の賦課情報、収納情報から、収納、還付、充当などの収納管理事務を行う。
	情報の突合	収納情報と照合するにあたり、個人番号若しくは、その他識別情報(内部番号)に突合を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システムの運用保守	
①委託内容	システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	10人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社サンネット	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。 業務委託における重要情報資産・個人情報の取扱留意事項に従う。 ＜ガバメントクラウド上での収納管理システム運用環境の構築・運用＞ 「適切な委託先の選定」に関して以下を実施し、個人番号は扱わない旨の契約をするため「必要かつ適切な監督」は不要とする。 ①委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務、再委託先の事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨、再委託先の事業者が適切にアクセス制御を行う等の措置が講じられている旨について記載した書面による再委託申請の提出を受ける(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 ②対象となる事務処理システムをクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置するために、設置場所(クラウド)のセキュリティ対策を再委託先事業者が実施する場合には、当該事業者は、次の条件を満たすものとする。 ・情報システムの設計・開発に係る品質管理体制について「ISO 9001:2008」、組織としての能力成熟度について「CMMIレベル3以上」のうち、いずれかの認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・情報セキュリティに関して「ISO/IEC 27001」又は「JIS Q 27001」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・クラウドセキュリティに関して「ISO/IEC 27017」又は「CSマーク・ゴールド」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・クラウドサービス事業者が提示する責任共有モデルを理解し、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを確認できること。 ・対象となる事務処理システムを理解しており、当該システムの導入実績(導入予定でも可)があること。 ＜収納管理システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用＞ ①委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務、再委託先の事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨、再委託先の事業者が適切にアクセス制御を行う等の措置が講じられている旨について記載した書面による再委託申請の提出を受ける(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 ②対象となる事務処理システムの開発環境をクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築することを再委託先事業者が実施する場合には、当該事業者は、次の条件を満たすものとする。 ・情報システムの設計・開発に係る品質管理体制について「ISO 9001:2008」、組織としての能力成熟度について「CMMIレベル3以上」のうち、いずれかの認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・情報セキュリティに関して「ISO/IEC 27001」又は「JIS Q 27001」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・クラウドサービス事業者が提示する責任共有モデルを理解し、対象となる事務処理システムの開発環境におけるセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを確認できること。 ・対象となる事務処理システムを理解しており、当該システムについてDevOps(CI/CD)を取り入れた開発実績(開発予定でも可)があること。 ③クラウドサービス事業者が保有・管理する環境(AWS、Azure等)に当該保守環境を設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施することになるため、クラウドサービス事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証(クラウドサービスのための情報セキュリティ規格)の認証を取得していること ・ISO/IEC27018(クラウドサービス上で扱う個人情報を保護することを目的とした規格)の認証を取得していること(結合・総合テストのために仮名加工情報を扱う場合)。
	⑥再委託事項	・ガバメントクラウド上での収納管理システム運用環境の構築・運用 ・収納管理システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用

委託事項2～5		
委託事項2	督促状等の印刷業務	
①委託内容	督促状等の印刷	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ジャネックス	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない	
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	当市における措置 : 当市では収納情報を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 : 24時間入退館管理・監視をしている建物(データセンター)の中で、さらに入退室管理・監視を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 : 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によってそのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
滞納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	当市で個人住民税が課税された者で、かつ指定された納期限までに完納できなかった者。
その必要性	地方税法第331条、第334条に基づき、滞納となった個人住民税の徴収を適正に行うため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (口座振替登録情報)
その妥当性	・個人番号:滞納情報の個人を正確に特定するために保有(参照)する。 ・その他識別情報(内部番号):当市において、個人を一意に識別するためにシステム独自の識別番号(宛名番号)を保有する。 ・基本4情報:督促状、還付・充当通知書等の送付先を設定、確認するために保有する。 ・連絡先:手続き内容について確認する等、本人と連絡を取るために保有する。 ・地方税関係情報:納付の基となる課税(調定)情報を保有する。 ・その他(財産情報):滞納処分を行うために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部 収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (市民課) [○] 行政機関・独立行政法人等 (国税庁(税務署)) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) [○] 民間事業者 (勤務先、取引先等) [○] その他 (収納情報ファイルにより作成・入手)
②入手方法		[○] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (滞納管理システム)
③使用目的 ※		納税義務者の個人番号を利用し、より正確且つ効率的な滞納整理事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	総務部 収納課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1.徴収事務 ・同一納税義務者にも関わらず、複数の滞納情報が発生していた場合の名寄せを行うために個人番号を利用する。 2.滞納整理事務 ・滞納者情報等から適切な滞納整理事務を行う。
情報の突合		・滞納情報を照合するにあたり、個人番号若しくは、その他識別情報(内部番号)で突合を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	システムの運用保守	
①委託内容	システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社サンネット	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。 業務委託における重要情報資産・個人情報の取扱留意事項に従う。 <ガバメントクラウド上での収納管理システム運用環境の構築・運用> 「適切な委託先の選定」に関して以下を実施し、個人番号は扱わない旨の契約をするため「必要かつ適切な監督」は不要とする。 ①委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務、再委託先の事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨、再委託先の事業者が適切にアクセス制御を行う等の措置が講じられている旨について記載した書面による再委託申請の提出を受ける(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 ②対象となる事務処理システムをクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置するために、設置場所(クラウド)のセキュリティ対策を再委託先事業者が実施する場合には、当該事業者は、次の条件を満たすものとする。 ・情報システムの設計・開発に係る品質管理体制について「ISO 9001:2008」、組織としての能力成熟度について「CMMIレベル3以上」のうち、いずれかの認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・情報セキュリティに関して「ISO/IEC 27001」又は「JIS Q 27001」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・クラウドセキュリティに関して「ISO/IEC 27017」又は「CSマーク・ゴールド」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・クラウドサービス事業者が提示する責任共有モデルを理解し、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを確認できること。 ・対象となる事務処理システムを理解しており、当該システムの導入実績(導入予定でも可)があること。 <収納管理システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用> ①委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務、再委託先の事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨、再委託先の事業者が適切にアクセス制御を行う等の措置が講じられている旨について記載した書面による再委託申請の提出を受ける(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。))。 ②対象となる事務処理システムの開発環境をクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築することを再委託先事業者が実施する場合には、当該事業者は、次の条件を満たすものとする。 ・情報システムの設計・開発に係る品質管理体制について「ISO 9001:2008」、組織としての能力成熟度について「CMMIレベル3以上」のうち、いずれかの認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・情報セキュリティに関して「ISO/IEC 27001」又は「JIS Q 27001」の認証を受けている事業者(事業者内の一部組織でも可)であること。 ・クラウドサービス事業者が提示する責任共有モデルを理解し、対象となる事務処理システムの開発環境におけるセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを確認できること。 ・対象となる事務処理システムを理解しており、当該システムについてDevOps(CI/CD)を取り入れた開発実績(開発予定でも可)があること。 ③クラウドサービス事業者が保有・管理する環境(AWS、Azure等)に当該保守環境を設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施することになるため、クラウドサービス事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証(クラウドサービスのための情報セキュリティ規格)の認証を取得していること ・ISO/IEC27018(クラウドサービス上で扱う個人情報を保護することを目的とした規格)の認証を取得していること(結合・総合テストのために仮名加工情報を扱う場合)。
	⑥再委託事項	・ガバメントクラウド上での収納管理システム運用環境の構築・運用 ・収納管理システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用

委託事項2～5	
委託事項2	
滞納整理業務	
①委託内容	
滞納整理に伴う連絡等業務	
②委託先における取扱者数	
[10人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	
株式会社ベルシステム24	
再委託	④再委託の有無 ※
	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法
⑥再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	
[○] 提供を行っている （ 1 ）件 [] 移転を行っている （ ）件 [] 行っていない	
提供先1	
都道府県知事及び市町村長	
①法令上の根拠	
地方税法20条の11	
②提供先における用途	
都道府県知事及び各市町村長が滞納者の滞納状況等、必要な情報を把握する。	
③提供する情報	
滞納者の滞納状況等	
④提供する情報の対象となる本人の数	
[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥提供方法	
[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 （ ）	
⑦時期・頻度	
必要に応じて随時	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	当市における措置 : 当市では収納情報を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 : 24時間入退館管理・監視をしている建物(データセンター)の中で、さらに入退室管理・監視を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 : 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によってそのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

〔課税対象者情報ファイル〕

1 課税年度、2 宛名番号、3 個人番号、4 氏名、5 住所、6 生年月日、7 性別、8 世帯番号、9 続柄、10 世帯主名、11 納税義務区分、12 住登地、13 更新年月日、14 更新職員ID

〔課税資料ファイル〕

1 課税年度、2 宛名番号、3 更新年月日、4 更新職員ID、5 資料区分、6 資料管理番号、7 納税者(受給者)の個人番号、8 事業所番号(事業所情報)、9 控除対象配偶者区分、10 控除外同配区分、11 本人該当区分、12 配偶者未成年区分、13 障害区分、14 老人・寡婦・勤労学生区分、15 扶養人数、16 特定扶養、17 年少扶養、18 老人同居扶養、19 老人扶養、20 その他扶養、21 その他扶養(16歳以上18歳以下)、22 その他扶養(23歳以上69歳以下)、23 扶養障害人数、24 特別障害者人数、25 普通障害者人数、26 被扶養者情報、27 被扶養者の宛名番号、28 被扶養者の個人番号、29 扶養区分、30 営業等所得、31 農業所得、32 不動産所得、33 利子所得、34 配当所得、35 給与所得、36 雑所得(公的年金)、37 雑所得(その他)、38 総合短期譲渡所得、39 総合長期譲渡所得、40 一時所得、41 一時所得1/2、42 分離短期譲渡特別控除前(一般)、43 分離短期譲渡所得(一般)、44 分離短期譲渡特別控除前(軽減)、45 分離短期譲渡所得(軽減)、46 分離短期譲渡課税所得(一般)、47 分離短期譲渡課税所得(軽減)、48 分離長期譲渡特別控除前(一般)、49 分離長期譲渡所得(一般)、50 分離長期譲渡特別控除前(特定)、51 分離長期譲渡所得(特定)、52 分離長期譲渡特別控除前(軽減)、53 分離長期譲渡所得(軽減)、54 分離長期譲渡課税所得(一般)、55 分離長期譲渡課税所得(特定)、56 分離長期譲渡課税所得(軽減)、57 分離株式譲渡所得(一般)、58 分離株式譲渡所得(上場)、59 分離株式譲渡課税所得(一般)、60 分離株式譲渡課税所得(上場)、61 山林所得特別控除前、62 山林所得、63 山林課税所得、64 退職所得、65 退職課税所得、66 総合課税所得、67 総合短期譲渡特別控除前、68 総合長期譲渡特別控除前、69 一時所得特別控除前、70 先物取引所得、71 先物取引課税所得、72 分離配当所得、73 分離配当課税所得、74 株式譲渡繰越控除、75 先物取引繰越控除、76 居住用財産繰越控除、77 非居住特例、78 変動所得、79 前年変動所得、80 前々年変動所得、81 臨時所得、82 平均課税対象額、83 純損失、84 雑損失、85 合計所得、86 総所得金額等、87 免税所得、88 特例肉用牛所得(売却額)、89 非課税所得、90 特例肉用牛課税所得、91 営業等収入、92 農業収入、93 不動産収入、94 利子収入、95 配当収入、96 給与収入、97 雑収入(公的年金)、98 雑収入(その他)、99 分離株式譲渡収入(一般)、100 分離株式譲渡収入(上場)、101 退職収入、102 専従者給与収入、103 先物取引収入、104 分離配当収入、105 総合短期譲渡収入、106 総合長期譲渡収入、107 一時収入、108 分離短期譲渡収入(一般)、109 分離短期譲渡収入(軽減)、110 分離長期譲渡収入(一般)、111 分離長期譲渡収入(特定)、112 分離長期譲渡収入(軽減)、113 山林収入、114 医療費支払額、115 セルフメディケーション、116 医療費補てん額、117 旧長期保険料、118 地震保険料、119 寄附金支払額(所得税)、120 寄附金支払額(地方税)、121 寄附金支払額(ふるさと)、122 寄附金支払額(特例控除)、123 寄附金支払額(募金・日赤)、124 寄附金支払額(市町村指定)、125 寄附金支払額(道府県指定)、126 旧一般生命保険料、127 新一般生命保険料、128 旧個人年金保険料、129 新個人年金保険料、130 介護医療保険料、131 国民年金保険料等の金額、132 控除金額、133 雑損控除、134 医療費控除、135 社会保険料控除、136 小規模共済掛金控除、137 生命保険料控除、138 地震保険料控除、139 寄附金控除(市町村)、140 寄附金控除(都道府県)、141 寄附金控除(所得税)、142 寡婦・寡夫控除、143 勤労学生控除、144 障害者控除、145 配偶者控除、146 配偶者特別控除、147 扶養控除、148 基礎控除、149 配偶者合計所得、150 専従者控除合計額、151 青申控除額、152 配当控除、153 政党等寄附金特別控除、154 災害減免額、155 外国税額控除、156 分離短期譲渡特別控除(一般)、157 分離短期譲渡特別控除(軽減)、158 分離長期譲渡特別控除(一般)、159 分離長期譲渡特別控除(特定)、160 分離長期譲渡特別控除(軽減)、161 山林所得特別控除、162 総合譲渡特別控除、163 一時所得特別控除、164 住宅耐震改修特別控除、165 住宅借入金等特別控除可能額、166 住宅借入金等特別控除見込額、167 配当割、168 株式譲渡所得割、169 特定支出控除、170 退職所得控除額、171 外国税額控除対象額(道府県民税)、172 外国税額控除対象額(市町村民税)、173 投資・リース税額控除、174 連絡先情報

〔課税台帳情報ファイル〕

1. 課税年度、2. 納税義務者の宛名番号、3. 納税義務者の個人番号(※)、4. 納税義務者の氏名(※)、5. 納税義務者の住所(※)、6. 更新年月日、7. 更新職員ID、8. 課税所得情報、9. 課税区分、10. 申告区分、11. 事業所番号、12. 資料管理番号、13. 控除対象配偶者区分、14. 本人該当、15. 配偶者未成年区分、16. 障害区分、17. 老人・寡婦・勤労学生区分、18. 扶養人数、19. 特定扶養、20. 年少扶養、21. 老人同居、22. 老人扶養、23. その他扶養、24. その他(16歳以上18歳以下)、25. その他(23歳以上69歳以下)、26. 扶養障害人数、27. 特別障害者人数、28. 普通障害者人数、29. 都道府県税額、30. 均等割り額、31. 所得割額、32. 市町村民税額、33. 均等割額、34. 所得割額、35. 年税額、36. 普通徴収、37. 特別徴収、38. 年金特徴、39. 公年所得算出税額、40. 給与所得算出税額、41. 所得金額、42. 営業等所得、43. 農業所得、44. その他事業所得、45. 不動産所得、46. 利子所得、47. 配当所得(所得税)、48. 給与所得、49. 雑所得、50. 総合短期譲渡所得、51. 総合長期譲渡所得、52. 一時所得、53. 長短期一時所得1/2、54. 分離短期譲渡特別控除前(一般)、55. 分離短期譲渡所得(一般)、56. 分離短期譲渡特別控除前(軽減)、57. 分離短期譲渡所得(軽減)、58. 分離短期譲渡課税所得、59. 分離長期譲渡特別控除前(一般)、60. 分離長期譲渡所得(一般)、61. 分離長期譲渡特別控除前(特定)、62. 分離長期譲渡所得(特定)、63. 分離長期譲渡特別控除前(軽減)、64. 分離長期譲渡所得(軽減)、65. 分離長期譲渡課税所得、66. 分離株式譲渡所得(一般)、67. 分離株式譲渡所得(新株)、68. 分離株式譲渡所得、69. 分離株式譲渡課税所得、70. 山林所得特別控除前、71. 山林所得、72. 山林課税所得、73. 退職所得、74. 退職課税所得、75. 総合課税所得、76. 総合短期譲渡特別控除前、77. 総合長期譲渡特別控除前、78. 一時所得特別控除前、79. 先物取引所得、80. 先物取引課税所得、81. 分離株式譲渡所得(未公開)、82. 分離株式譲渡所得(上場)、83. 分離配当所得、84. 分離配当課税所得、85. 株式譲渡繰越控除、86. 先物取引繰越控除、87. 居住用財産繰越控除、88. 配当所得、89. 非居住特例、90. 変動所得、91. 前年変動所得、92. 前々年変動所得、93. 臨時所得、94. 平均課税対象額、95. 純損失、96. 雑損失、97. 総所得金額等、98. 一般給与所得、99. 公的年金所得、100. その他雑所得、101. 免税所得、102. 特例肉用牛所得、103. 土地等事業所得、104. 超短期土地等事業所得、105. 非課税所得、106. 特例肉用牛課税所得、107. 収入金額、108. 営業等収入、109. 農業収入、110. その他事業収入、111. 不動産収入、112. 利子収入、113. 配当収入、114. 給与収入、115. 雑収入(年金)、116. 雑収入(その他)、117. 分離株式譲渡収入(一般)、118. 分離株式譲渡収入(新株)、119. 退職収入、120. 専従者給与収入、121. 専従者給与所得、122. 先物取引収入、123. 分離株式譲渡収入(未公開)、124. 分離株式譲渡収入(上場)、125. 分離配当収入、126. 総合短期譲渡収入、127. 総合長期譲渡収入、128. 一時収入、129. 分離短期譲渡収入(一般)、130. 分離短期譲渡収入(軽減)、131. 分離長期譲渡収入(一般)、132. 分離長期上と収入(特定)、133. 分離長期譲渡収入(軽減)、134. 山林収入、135. 支払金額、136. 医療費支払額、137. 旧個人年金保険料、138. 旧長期保険料、139. 社会保険料、140. 寄付金支払額(特例控除)、141. 寄付金支払額(市町村指定)、142. 寄付金支払額(道府県指定)、143. 寄付金支払額(募金・日赤)、144. 1号支払額、145. 2号支払額、146. 3号支払額、147. 短期保険料、148. 旧一般生命保険料、149. 地震保険料、150. 新一般生命保険料、151. 新個人年金保険料、152. 介護医療保険料、153. 国民年金保険料等の金額、154. 医療費補てん額、155. 寄付金支払額(所得税)、156. 寄付金支払額(地方税)、157. 控除金額、158. 雑損控除、159. 医療費控除、160. 社会保険料控除、161. 小規模共済掛金控除、162. 生命保険料控除、163. 損額保険料控除、164. 寄付金控除、

165. 寄付金控除(所得税)、166. 老年者控除、167. 寡婦・寡夫控除、168. 勤労学生控除、169. 障害者控除、170. 配偶者控除、171. 配偶者特別控除、172. 扶養控除、173. 基礎控除、174. 配偶者合計所得、175. 専従者控除合計額、176. 地震保険料控除、177. 特別控除額、178. 配当控除、179. 住宅取得等特別控除、180. 政党等寄付金特別控除、181. 災害減免額、182. 外国税額控除、183. 定率減税額、184. 分離短期譲渡特別控除(一般)、185. 分離譲渡特別控除(軽減)、186. 分離長期譲渡特別控除(一般)、187. 分離長期譲渡特別控除(特定)、188. 分離長期譲渡特別控除(軽減)、189. 山林所得特別控除、190. 総合譲渡特別控除、191. 一時所得特別控除、192. 住宅耐震改修特別控除、193. 住宅借入金等特別控除可能額、194. 電子証明等特別控除、195. 住宅借入金等特別控除見込額、196. 長期優良住宅新築等特別税額控除、197. 既存住宅特定改修特別控除、198. 認定NPO法人等特別税額控除、199. 配当割、200. 株式譲渡所得割、201. 特定支出控除、202. 退職所得控除額、203. 外国税額控除対象額(道府県民税)、204. 外国税額控除対象額(市町村民税)、205. 投資・リース税額控除、206. 税額、207. 分離短期譲渡所得額、208. 分離長期譲渡初頭税額、209. 分離株式譲渡所得税額、210. 山林所得税額、211. 退職所得税額、212. 総合所得税額、213. 差引所得税額、214. 再差引所得税額、215. 源泉徴収税額、216. 申告納税額、217. 控除前所得税額、218. 還付所得税額、219. 先物取引所得税額、220. 分離配当所得税額、221. 還付充当可能額(配当割・譲渡割)、222. 1号源泉徴収税額、223. 2号源泉徴収税額、224. 3号源泉徴収税額、225. 定率減税後所得税額、226. 申告所得税額、227. 特例肉用牛所得税額、228. 必要経費、229. 総合短期譲渡必要経費、230. 総合長期譲渡必要経費、231. 一時必要経費、232. 分離短期譲渡必要経費(一般)、233. 分離短期譲渡必要経費(軽減)、234. 分離長期譲渡必要経費(一般)、235. 分離長期譲渡必要経費(特定)、236. 分離長期譲渡必要経費(軽減)、237. 株式譲渡必要経費(未公開)、238. 株式譲渡必要経費(上場)、239. 先物取引必要経費、240. 山林必要経費、241. 株式譲渡必要経費(一般)、242. 株式譲渡必要経費、243. 分離配当必要経費
※個人情報、宛名番号と紐付けて宛名管理システムの情報から参照する。

〔収納情報ファイル〕

1 賦課年度(賦課決定された年度)、2 課税年度(本来課税すべき年度)、3 科目、4 期別、5 宛名番号、6 個人番号、7 調定情報、8 調定額、9 納期限、10 納付情報、11 納付額、12 納付年月日、13 更新年月日、14 更新職員ID

〔滞納情報ファイル〕

1 宛名番号、2 個人番号、3 財産情報、4 財産区分、5 処分情報、6 処分年月日、7 処分解除年月日、8 処分完了年月日、9 賦課年度、10 課税年度、11 科目、12 期別、13 分納情報、14 誓約年月日、15 誓約解除年月日、16 賦課年度、17 課税年度、18 科目、19 期別、20 執行停止情報、21 停止年月日、22 取消年月日、23 賦課年度、24 課税年度、25 科目、26 期別、27 更新年月日、28 更新職員ID

〔個人住民税システム(ガバメントクラウド)〕

別紙2に記載

Ⅲ リスク対策 ※(7.②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有していたかどうかについては、最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、対象外の住民に対する課税が発生しないよう、賦課期日近辺の異動者については、特に注意をして確認を行う。 ・賦課する市町村が定まっていない申告情報については、当市で課税するかどうかを判断した上で、課税する場合は、住民票上の住所地市町村に対して通知する等を行っており、目的の範囲を超えた入手が行われない対策をとっている。(地方税法第294条) ・移転を受ける情報は、課税対象者を管理するのに必要な情報のみであり、不要な情報の入手が行われない仕組みを講じている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・課税対象者情報ファイルを保有する個人住民税システムについては、個人番号利用が認められた業務を行う部門のみへ庁内連携システム等を介して情報を開示するとともに、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施する。 ・個人住民税システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の許可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムを利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。
その他の措置の内容	・職員が事務外で使用するリスクへの措置 ：システム操作履歴(操作ログ)を記録する。 ：システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止について指導する。 ・特定個人情報が不正に複製されるリスクへの措置 ：システム上、情報の複製はパスワードが必要な仕組みとする。 ：USBメモリ等の使用を制限する。 ：事前に許可された媒体以外、接続制限により使用できない仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・システムの利用ができる端末を管理することにより、不要な端末から利用できないような制限を実施する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。	
(移行作業時に関する措置)	
特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御する。 ・移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。 ・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行う。 ・移行作業に関しては、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないかログ監視できる仕組みを講じる。 ・利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。 ・利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと。 ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること。 ・特定個人情報を委託業者以外に提供することが認められないこと。 ・利用するユーザIDを第三者に提供しないこと。 ・個人情報の管理状況に関し、必要に応じて委託先の視察、監査を行うことが出来る。また、必要な報告についても求めることが出来る。		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	・再委託が必要な場合は、委託先から事前に再委託の必要性について書面で受取り、承認を行うこととしている。また再委託先にも上記で挙げた委託先における特定個人情報の取扱いに係る内容を守らせることとしている。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<既存住基システムにおける措置> 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 (1) 作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 (2) 閲覧/更新権限を持つものを必要最小限にする。 (3) 閲覧/更新権を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 (4) 閲覧/更新の履歴(ログ)を取得する。			
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法等の法令の規定に基づき認められる特定個人情報の提供について、規定の範囲内において特定個人情報の提供・移転を行う。		
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・不適切な方法で提供、移転が行われるリスク : 提供および移転を行う特定個人情報ファイルについては、提供データ、移転データ作成時に監査証跡に作成日時、提供日時等の実行処理結果を記録し、不適切な方法で提供、移転が行われることを防止する。 : 国税連携システム(eLTAX)による提供の場合は、当該システムサーバ上で、操作ログ、アクセスログを記録している。 ・誤った情報の提供および移転を行ってしまうリスク、誤った相手に提供および移転を行ってしまうリスク : 提供および移転に関する十分な検証を行う。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
	その内容		
	再発防止策の内容		
その他の措置の内容	(物理的安全管理措置) <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 (技術的安全管理措置) <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。	
8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護、セキュリティに関する研修を行っていく。 ・違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象とする。
10. その他のリスク対策	
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
課税資料ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・賦課する市町村が定まっている申告情報については、当市で課税するかどうかを判断した上で、課税する場合は、住民票上の住所地市町村に対して通知する等を行っており、目的の範囲を超えた入手が行われない対策をとっている。（地方税法第294条） ・課税対象でないと判断した場合は、該当市町村を調査した上で、郵送等により該当市町村へ課税資料を回送する。 ・移転を受ける情報は、課税対象者を管理するのに必要な情報のみであり、不要な情報の入手が行われない仕組みを講じている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・課税資料ファイルを保有する申告支援システムは、個人住民税システムのみとの接続であり、その他、外部からのアクセスを受け付けないため、個人住民税の賦課事務の権限を有する職員のみが操作できる。また、申告支援システムの操作に関しては、更新履歴者の記録等、適切な方法で情報管理を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の許可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムを利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。
その他の措置の内容	・職員が事務外で使用するリスクへの措置 ：システム操作履歴（操作ログ）を記録する。 ：システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止について指導する。 ・特定個人情報が不正に複製されるリスクへの措置 ：システム上、情報の複製はパスワードが必要な仕組みとする。 ：USBメモリ等の使用を制限する。 ：事前に許可された媒体以外、接続制限により使用できない仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・システムの利用ができる端末を管理することにより、不要な端末から利用できないような制限を実施する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと。 ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること。 ・特定個人情報を委託業者以外に提供することが認められないこと。 ・利用するユーザIDを第三者に提供しないこと。 ・個人情報の管理状況に関し、必要に応じて委託先の視察、監査を行うことが出来る。また、必要な報告についても求めることが出来る。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託が必要な場合は、委託先から事前に再委託の必要性について書面で受取り、承認を行うこととしている。また再委託先にも上記で挙げた委託先における特定個人情報の取扱いに係る内容を遵守させることとしている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<既存住基システムにおける措置> 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 (1) 作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 (2) 閲覧/更新権限を持つものを必要最小限にする。 (3) 閲覧/更新権を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 (4) 閲覧/更新の履歴(ログ)を取得する。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法等の法令の規定に基づき認められる特定個人情報の提供について、規定の範囲内において特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・不適切な方法で提供、移転が行われるリスク : 提供および移転を行う特定個人情報ファイルについては、提供データ、移転データ作成時に監査証跡に作成日時、提供日時等の実行処理結果を記録し、不適切な方法で提供、移転が行われることを防止する。 : 国税連携システム(eLTAX)による提供の場合は、当該システムサーバ上で、操作ログ、アクセスログを記録している。 ・誤った情報の提供および移転を行ってしまうリスク、誤った相手に提供および移転を行ってしまうリスク : 提供および移転に関する十分な検証を行う。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容 再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護、セキュリティに関する研修を行っていく。 ・違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象とする。		
10. その他のリスク対策			

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
課税台帳情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	課税台帳情報ファイルについては、先述の特定個人情報ファイル（課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル）において入手した情報から作成しているため、課税対象者情報ファイルおよび課税資料ファイルの同項目に記載されている措置と同等の対策が講じられている。
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・団体内統合宛名システムは、番号法別表及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。 ・団体内統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みであり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。 ・団体内統合宛名システムへは、権限のない者への接続を認めない。 ・個人住民税システムにおいては、業務上必要でない情報へのアクセスができないよう利用権限等の設定を行う。 ・課税台帳情報ファイルを保有する個人住民税システムについては、個人番号利用が認められた業務を行う部門のみへ庁内連携システム等を介して情報を開示するとともに、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施する。 ・個人住民税システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	行っている <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の許可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムを利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。
その他の措置の内容	・職員が事務外で使用するリスクへの措置 ：システム操作履歴（操作ログ）を記録する。 ：システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止について指導する。 ・特定個人情報不正に複製されるリスクへの措置 ：システム上、情報の複製はパスワードが必要な仕組みとする。 ：USBメモリ等の使用を制限する。 ：事前に許可された媒体以外、接続制限により使用できない仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・システムの利用ができる端末を管理することにより、不要な端末から利用できないような制限を実施する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。	
（移行作業時に関する措置） 特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御する。 ・移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業員に対して周知徹底を行う。 ・移行作業に関しては、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないかログ監視できる仕組みを講じる。 ・利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。 ・利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと。 ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること。 ・特定個人情報を委託業者以外に提供することが認められないこと。 ・利用するユーザIDを第三者に提供しないこと。 ・個人情報の管理状況に関し、必要に応じて委託先の視察、監査を行うことが出来る。また、必要な報告についても求めることが出来る。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託が必要な場合は、委託先から事前に再委託の必要性について書面で受取り、承認を行うこととしている。また再委託先にも上記で挙げた委託先における特定個人情報の取扱いに係る内容を遵守させることとしている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<既存基システムにおける措置> 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 (1) 作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 (2) 閲覧/更新権限を持つものを必要最小限にする。 (3) 閲覧/更新権を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 (4) 閲覧/更新の履歴(ログ)を取得する。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法等の法令の規定に基づき認められる特定個人情報の提供について、規定の範囲内において特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・不適切な方法で提供、移転が行われるリスク : 提供および移転を行う特定個人情報ファイルについては、提供データ、移転データ作成時に監査証跡に作成日時、提供日時等の実行処理結果を記録し、不適切な方法で提供、移転が行われることを防止する。 : 国税連携システム(eLTAX)、審査システム(eLTAX)による提供の場合は、当該システムサーバ上で、操作ログ、アクセスログを記録している。		
・誤った情報の提供および移転を行ってしまうリスク、誤った相手に提供および移転を行ってしまうリスク : 提供および移転に関する十分な検証を行う。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・中間サーバー・ソフトウェアでは、情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が行われるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。 ・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・中間サーバー・ソフトウェアでは、情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・中間サーバー・ソフトウェアでは、情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバー・ソフトウェアでは、特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・不適切な方法で提供されるリスク : 団体内統合宛名システムでは、通信路セキュリティとして経路暗号化を実施している。 : 団体内統合宛名システムでは、中間サーバーに接続許可対象システムとして登録することで、中間サーバーへの提供元を団体内統合宛名システムに限定している。 : 中間サーバー・ソフトウェアでは、セキュリティ管理機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 : 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 : 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 : 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 : 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 ・誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク : 団体内統合宛名システムでは、情報提供相手が中間サーバーであることを確認後、情報提供している。 : 団体内統合宛名システムでは、接続許可対象を制限することで、情報提供のリクエスト受付時にリクエスト元が中間サーバーであることを確認している。 : 中間サーバー・ソフトウェアでは、情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 : 中間サーバー・ソフトウェアでは、情報提供データベース管理機能(※2)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 : 中間サーバー・ソフトウェアの情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※1) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 (※2) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	(物理的安全管理措置) <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 (技術的安全管理措置) <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。		

8. 監査	
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護、セキュリティに関する研修を行っていく。 ・違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象とする。
10. その他のリスク対策	
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	収納情報ファイルについては、課税台帳情報ファイルに登録されている課税情報から作成されるものであり、本項はその基となる先述の特定個人情報ファイル（課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル）における、「Ⅲ リスク対策」－「2. 特定個人情報の入手」－「リスク」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。また口座情報については、当市と本人との間で合意の上で、本人が申請するものであるため、目的外の入手は行われない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・収納管理システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施する。 ・個人住民税システム及び収納管理システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施する。 ・個人住民税システムが稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の許可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムを利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。
その他の措置の内容	・職員が事務外で使用するリスクへの措置 ：システム操作履歴（操作ログ）を記録する。 ：システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止について指導する。 ・特定個人情報が不正に複製されるリスクへの措置 ：システム上、情報の複製はパスワードが必要な仕組みとする。 ：USBメモリ等の使用を制限する。 ：事前に許可された媒体以外、接続制限により使用できない仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・システムの利用ができる端末を管理することにより、不要な端末から利用できないような制限を実施する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 （移行作業時に関する措置） 特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御する。 ・移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。 ・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業員に対して周知徹底を行う。 ・移行作業に関しては、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないかログ監視できる仕組みを講じる。 ・利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。 ・利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと。 ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること。 ・特定個人情報を第三者に提供してはならないこと。 ・利用するユーザIDを、権限のない第三者に利用されないよう、パスワード等適切に管理すること。 ・個人情報の管理状況について随時に委託先の視察、監査を行い、又は必要な報告を求めることができること。		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	・再委託が必要な場合は、委託先から事前に再委託の必要性について書面で受取り、承認を行うこととしている。また再委託先にも上記で挙げた委託先における特定個人情報の取扱いに係る内容を守らせることとしている。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<既存住基システムにおける措置> 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 (1) 作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 (2) 閲覧/更新権限を持つものを必要最小限にする。 (3) 閲覧/更新権を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 (4) 閲覧/更新の履歴(ログ)を取得する。			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分にしていない	2) 十分にしている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容		
	再発防止策の内容		
その他の措置の内容	(物理的安全管理措置) <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。		
	(技術的安全管理措置) <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。			
(移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。			

8. 監査	
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護、セキュリティに関する研修を行っていく。 ・違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象とする。
10. その他のリスク対策	
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
滞納情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	滞納情報ファイルのうち、課税台帳情報ファイルに登録されている課税情報および収納情報ファイルから作成されるものについては、先述の特定個人情報ファイル（課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル）における、「Ⅲ リスク対策」－「2. 特定個人情報の入手」－「リスク」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。 また、他行政機関や民間事業者へ財産調査をする際は、照会書に対象者の氏名・住所・生年月日等を明記し、回答者が対象者以外の情報を誤って回答することが無いようにしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・滞納管理システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施する。 ・個人住民税システム及び滞納管理システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施する。 ・個人住民税システムが稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の許可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 ・システムを利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。
その他の措置の内容	・職員が事務外で使用するリスクへの措置 ：システム操作履歴（操作ログ）を記録する。 ：システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止について指導する。 ・特定個人情報不正に複製されるリスクへの措置 ：システム上、情報の複製はパスワードが必要な仕組みとする。 ：USBメモリ等の使用を制限する。 ：事前に許可された媒体以外、接続制限により使用できない仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・システムの利用ができる端末を管理することにより、不要な端末から利用できないような制限を実施する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。	
(移行作業時に関する措置) 特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御する。 ・移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業員に対して周知徹底を行う。 ・移行作業に関しては、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないかログ監視できる仕組みを講じる。 ・利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。 ・利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと。 ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること。 ・特定個人情報を第三者に提供してはならないこと。 ・利用するユーザIDを、権限のない第三者に利用されないよう、パスワード等適切に管理すること。 ・個人情報の管理状況について随時に委託先の視察、監査を行い、又は必要な報告を求めることができること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託が必要な場合は、委託先から事前に再委託の必要性について書面で受取り、承認を行うこととしている。また再委託先にも上記で挙げた委託先における特定個人情報の取扱いに係る内容を守らせることとしている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<既存住基システムにおける措置> 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 (1) 作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 (2) 閲覧/更新権限を持つものを必要最小限にする。 (3) 閲覧/更新権を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 (4) 閲覧/更新の履歴(ログ)を取得する。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法等の法令の規定に基づき認められる特定個人情報の提供について、規定の範囲内において特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
リスク1：目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	(物理的安全管理措置) <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 (技術的安全管理措置) <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。		

8. 監査	
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護、セキュリティに関する研修を行っていく。 ・違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象とする。
10. その他のリスク対策	
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号 0835-25-2194
②請求方法	本人確認書類の提示および指定様式による書面の提示により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 課税課 電話番号 0835-25-2170 〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 収納課 電話番号 0835-25-2166
②対応方法	問合せを受け付けた際には対応内容につき記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年9月6日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月6日	表紙 評価書名	個人住民税に関する事務 重点項目評価書	個人住民税及び森林環境税に関する事務 重点項目評価書	事後	重要な変更にあたらない(法改正による変更)
令和6年9月6日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	防府市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	防府市は、個人住民税及び森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	重要な変更にあたらない(法改正による変更)
令和6年9月6日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	個人住民税に関する事務	個人住民税及び森林環境税に関する事務	事後	重要な変更にあたらない(法改正による変更)

令和6年9月6日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	地方税法に基づき、地方税の賦課徴収を行い、課税及び収納に必要な調査をしている。また、事務に関する証明書の発行、他の行政機関からの照会に対する回答、課税資料の閲覧にも応じている。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律「(以下「番号法」という。)」の規定に従い、以下の事務について特定個人情報ファイルを利用する。 ①課税対象者に関する情報管理 ②課税根拠資料に係る個人特定及び管理 ③所得及び控除の管理 ④課税標準額及び税額の算出 ⑤各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理 ⑥扶養関係情報の管理 ⑦個人住民税に係る納税通知書、課税明細書及び納付書(納入書)等の発行 ⑧個人住民税に係る証明書等の発行 ⑨滞納整理に係る個人の特定及び管理 ⑩督促状の発送 ⑪地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑫地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等への通知書の発行	地方税法に基づき、地方税の賦課徴収を行い、課税及び収納に必要な調査をしている。また、事務に関する証明書の発行、他の行政機関からの照会に対する回答、課税資料の閲覧にも応じている。 森林環境税については、森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律に基づき、個人住民税と併せて賦課徴収を行うものである。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律「(以下「番号法」という。)」の規定に従い、以下の事務について特定個人情報ファイルを利用する。 ①課税対象者に関する情報管理 ②課税根拠資料に係る個人特定及び管理 ③所得及び控除の管理 ④課税標準額及び税額の算出 ⑤各種税額の徴収方法や納期毎の期割税額、納期限及び納税管理人情報の管理 ⑥扶養関係情報の管理 ⑦個人住民税・森林環境税に係る納税通知書、課税明細書及び納付書(納入書)等の発行 ⑧個人住民税・森林環境税に係る証明書等の発行 ⑨滞納整理に係る個人の特定及び管理 ⑩督促状の発送 ⑪地方税法の規定する国税徴収法に基づく滞納処分 ⑫地方税法に基づく他市区町村宛の通知書や税務署等への通知書の発行	事後	重要な変更にあたらない(法改正による変更)
令和6年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10	記載なし	個人住民税システム(ガバメントクラウド)	事前	重要な変更

令和6年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11	記載なし	EUCシステム(基本セット内)	事前	重要な変更
令和6年9月6日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16の項	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲)及び別表の24の項	事後	重要な変更にあたらない(法改正による変更)
令和6年9月6日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	1. 番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	1. 番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項(48の項)	事後	重要な変更にあたらない(法改正による変更)

令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税対象者情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※	(略) [○]評価実施期間内の他部署(市民課、社会福祉課) (略)	(略) [○]評価実施期間内の他部署(市民課、生活支援課) (略)	事後	重要な変更にあたらない(組織改革による変更)
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税対象者情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑤再委託の許諾方法	あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。	あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。 業務委託における重要情報資産・個人情報の取扱留意事項に従う。 ＜ガバメントクラウド上での個人住民税システム運用環境の構築・運用＞ (略) ＜個人住民税システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用＞ (略)	事前	重要な変更
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税対象者情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑥再委託の許諾方法	個人住民税システムの運用保守	・ガバメントクラウド上での個人住民税システム運用環境の構築・運用 ・個人住民税システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用	事前	重要な変更
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税対象者情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社ジャネックス(令和4年度) ※委託先は年度毎に決定する。	株式会社ジャネックス	事後	その他の項目の変更(年度変更)

令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税対象者情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 ※	当市における措置 : 当市では課税対象者情報を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 : 24時間入退館管理・監視をしている建物（データセンター）の中で、さらに入退室管理・監視を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 : ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。	当市における措置 : 当市では課税対象者情報を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 : 24時間入退館管理・監視をしている建物（データセンター）の中で、さらに入退室管理・監視を行っている部屋（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 : ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税資料ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※	(略) [○] 評価実施期間内の他部署（市民課、障害福祉課、社会福祉課、高齢福祉課、保険年金課） (略)	(略) [○] 評価実施期間内の他部署（市民課、障害福祉課、生活支援課、高齢福祉課、保険年金課） (略)	事後	重要な変更にあたらない（組織改革による変更）

令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税資料ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑤再委託の許諾方法	あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。	あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。 業務委託における重要情報資産・個人情報の取扱留意事項に従う。	事後	重要な変更にあたらない(「業務委託における重要情報資産・個人情報の取扱留意事項」の制定に伴う変更)
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税資料ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社ニュージャパナレッジ(令和4年度) ※委託先は年度毎に決定する。	株式会社ニュージャパナレッジ(令和5年度) ※委託先は年度毎に決定する。	事後	その他の項目の変更(年度変更)
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※	(略) [○]評価実施期間内の他部署(市民課、障害福祉課、社会福祉課) (略)	(略) [○]評価実施期間内の他部署(市民課、障害福祉課、生活支援課) (略)	事後	重要な変更にあたらない(組織改革による変更)
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑤再委託の許諾方法	あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。	あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。 業務委託における重要情報資産・個人情報の取扱留意事項に従う。 ＜ガバメントクラウド上での個人住民税システム運用環境の構築・運用＞ (略) ＜個人住民税システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用＞ (略)	事前	重要な変更

令和6年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑥再委託事項	個人住民税システムの運用保守	・ガバメントクラウド上での個人住民税システム運用環境の構築・運用 ・個人住民税システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用	事前	重要な変更
令和6年9月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社ジャネックス(令和4年度) ※委託先は年度毎に決定する。	株式会社ジャネックス	事後	その他の項目の変更(年度変更)
令和6年9月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	☐ 提供を行っている(66)件 ☐ 移転を行っている(8)件 ☐ 行っていない	☐ 提供を行っている(76)件 ☐ 移転を行っている(8)件 ☐ 行っていない	事後	重要な変更にあたらない(法改正による提供先の変更)
令和6年9月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑥提供方法	☐ 紙 ☐ その他	☐ 紙 ☐ その他(国税連携システム(eLTAX))	事後	重要な変更にあたらない(提供方法の変更)
令和6年9月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5	提供先については、別紙を参照(提供先5～66)	提供先については、別紙を参照(提供先5～76)	事後	重要な変更にあたらない(法改正による変更)

令和6年9月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二(別紙に記載)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(別紙に記載)	事後	重要な変更にあたらない(法改正による変更)
令和6年9月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	生活環境部 保険年金課	保健子ども部 保険年金課	事後	重要な変更にあたらない(組織改革による変更)
令和6年9月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一及び同条第2項	番号法第9条第1項別表及び同条第2項	事後	重要な変更にあたらない(法改正による変更)
令和6年9月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	健康福祉部 高齢福祉課	福祉部 高齢福祉課	事後	重要な変更にあたらない(組織改革による変更)
令和6年9月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一及び同条第2項 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項別表第二	番号法第9条第1項別表及び同条第2項 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項別表第二	事後	重要な変更にあたらない(法改正による変更)

令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3	健康福祉部 障害福祉課	福祉部 障害福祉課	事後	重要な変更にあたらない(組織改革による変更)
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一及び同条第2項 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項別表第二	番号法第9条第1項別表及び同条第2項 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項別表第二	事後	重要な変更にあたらない(法改正による変更)
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4	健康福祉部 子育て支援課	健康こども部 子育て推進課	事後	重要な変更にあたらない(組織改革による変更)
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一及び同条第2項 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項別表第二	番号法第9条第1項別表及び同条第2項 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項別表第二	事後	重要な変更にあたらない(法改正による変更)
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ②移転先における用途	保育事務、教育・保育給付事務、地域子ども・子育て支援事業事務	保育事務、教育・保育給付事務、地域子ども・子育て支援事業事務、児童手当事務、児童扶養手当事務、母子父子家庭自立支援事務、乳幼児・こども・ひとり親家庭に対する医療費の助成関係事務	事後	重要な変更にあたらない(組織改革による変更)

令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ④移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	重要な変更にあたらない(再実施による変更)
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5	健康福祉部 社会福祉課	福祉部 生活支援課	事後	重要な変更にあたらない(組織改革による変更)
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一及び同条第2項 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項別表第二	番号法第9条第1項別表及び同条第2項 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項別表第二	事後	重要な変更にあたらない(法改正による変更)
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ②移転先における用途	生活保護事務、中国残留邦人等支援給付等事務、被災者支援事務、被災者台帳作成事務	生活保護事務	事後	重要な変更にあたらない(組織改革による変更)
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6	健康福祉部 健康増進課	保健こども部 健康増進課	事後	重要な変更にあたらない(組織改革による変更)

令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一及び同条第2項	番号法第9条第1項別表及び同条第2項	事後	重要な変更にあたらない(法改正による変更)
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ②移転先における用途	母子保健事務、健康増進事務、予防接種管理事務、未熟児養育医療事務	健康増進事務、予防接種管理事務	事後	重要な変更にあたらない(組織改革による変更)
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一及び同条第2項	番号法第9条第1項別表及び同条第2項	事後	重要な変更にあたらない(法改正による変更)
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 移転先修正	【移転先8】 健康福祉部 こども家庭課 【①法令上の根拠】 番号法第9条第1項別表第一及び同条第2項 防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第2項別表第二 【②移転先における用途】 児童手当事務、児童扶養手当事務、母子父子家庭自立支援事務、乳幼児・こども・ひとり親家庭に対する医療費の助成関係事務 【③移転する情報】 個人住民税関係情報 【④移転する情報の対象となる本人の数】 1万人以上10万人未満 【⑤移転する情報の対象となる本人の範囲】 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 【⑥移転方法】 庁内連携システム 【⑦時期・頻度】 必要に応じて随時	【移転先8】 福祉部 福祉総務課 【①法令上の根拠】 番号法第9条第1項別表及び同条第2項 【②移転先における用途】 中国残留邦人等支援給付等事務、被災者支援事務、被災者台帳作成事務 【③移転する情報】 個人住民税関係情報 【④移転する情報の対象となる本人の数】 10万人以上100万人未満 【⑤移転する情報の対象となる本人の範囲】 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 【⑥移転方法】 庁内連携システム 【⑦時期・頻度】 必要に応じて随時	事後	重要な変更にあたらない(組織改革による変更)

令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9	記載なし	【移転先9】 保健こども部 こども相談支援課 【①法令上の根拠】 番号法第9条第1項別表及び同条第2項 【②移転先における用途】 母子保健事務、予防接種管理事務、未熟児養育医療事務 【③移転する情報】 個人住民税関係情報 【④移転する情報の対象となる本人の数】 10万人以上100万人未満 【⑤移転する情報の対象となる本人の範囲】 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。 【⑥移転方法】 庁内連携システム 【⑦時期・頻度】 必要に応じて随時	事後	重要な変更にあたらない(組織改革による変更)
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 ※	当市における措置 :当市では課税台帳情報を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 :24時間入退館管理・監視をしている建物(データセンター)の中で、さらに入退室管理・監視を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 :ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 :中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 :特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	(変更前の記載に以下を追記) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更

令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 収納情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑤再委託の許諾方法	あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。	あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。 業務委託における重要情報資産・個人情報の取扱い注意事項に従う。 ＜ガバメントクラウド上での収納管理システム運用環境の構築・運用＞ (略) ＜収納管理システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用＞ (略)	事前	重要な変更
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 収納情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑥再委託の許諾方法	システムの運用保守	・ガバメントクラウド上での収納管理システム運用環境の構築・運用 ・収納管理システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用	事前	重要な変更
令和6年9月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 収納情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先名	株式会社ジャネックス(令和4年度) ※委託先は年度毎に決定する。	株式会社ジャネックス	事後	その他の項目の変更(年度変更)

令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 ※	当市における措置 : 当市では収納情報を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 : 24時間入退館管理・監視をしている建物(データセンター)の中で、さらに入退室管理・監視を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 : 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によってそのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。	当市における措置 : 当市では収納情報を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 : 24時間入退館管理・監視をしている建物(データセンター)の中で、さらに入退室管理・監視を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 : 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によってそのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
------------------	--	---	---	-----------	--------------

令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 滞納情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑤再委託の許諾方法	あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。	あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。 業務委託における重要情報資産・個人情報の取扱留意事項に従う。 ＜ガバメントクラウド上での収納管理システム運用環境の構築・運用＞ (略) ＜収納管理システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用＞ (略)	事前	重要な変更
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 滞納情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑥再委託事項	システムの運用保守	・ガバメントクラウド上での収納管理システム運用環境の構築・運用 ・収納管理システムアプリケーションに関する保守環境の構築・運用	事前	重要な変更

令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 滞納情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 ※	当市における措置 : 当市では収納情報を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 : 24時間入退館管理・監視をしている建物(データセンター)の中で、さらに入退室管理・監視を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 : 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によってそのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。	当市における措置 : 当市では収納情報を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 : 24時間入退館管理・監視をしている建物(データセンター)の中で、さらに入退室管理・監視を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 : 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によってそのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
令和6年9月30日	(別添1)ファイル記録項目	〔課税対象者情報ファイル〕 〔課税資料ファイル〕 〔課税台帳情報ファイル〕 〔収納情報ファイル〕 〔滞納情報ファイル〕	〔課税対象者情報ファイル〕 〔課税資料ファイル〕 〔課税台帳情報ファイル〕 〔収納情報ファイル〕 〔滞納情報ファイル〕 〔個人住民税システム(ガバメントクラウド)〕 別紙2に記載	事前	重要な変更

令和6年9月30日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 課税対象者情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	・システムの利用ができる端末を管理することにより、不要な端末から利用できないような制限を実施する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。	・システムの利用ができる端末を管理することにより、不要な端末から利用できないような制限を実施する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 (移行作業時に関する措置) 特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御する。 ・移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業員に対して周知徹底を行う。 ・移行作業に関しては、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないかログ監視できる仕組みを講じる。 ・利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。 ・利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。	事前	重要な変更
令和6年9月30日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 課税対象者情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	記載なし	(物理的安全管理措置) <ガバメントクラウドにおける措置> (略) (技術的安全管理措置) <ガバメントクラウドにおける措置> (略)	事前	重要な変更

令和6年9月30日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 課税対象者情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。	事前	重要な変更
令和6年9月30日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 課税対象者情報ファイル 10. その他のリスク対策	記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更
令和6年9月6日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	・団体内統合宛名システムは、番号法別表第一及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。 (略)	・団体内統合宛名システムは、番号法別表及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。 (略)	事後	重要な変更にあたらない(法改正による変更)

令和6年9月30日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	・システムの利用ができる端末を管理することにより、不要な端末から利用できないような制限を実施する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。	・システムの利用ができる端末を管理することにより、不要な端末から利用できないような制限を実施する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 (移行作業時に関する措置) 特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御する。 ・移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業員に対して周知徹底を行う。 ・移行作業に関しては、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないかログ監視できる仕組みを講じる。 ・利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。 ・利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。	事前	重要な変更
令和6年9月30日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	記載なし	(物理的安全管理措置) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ (略) (技術的安全管理措置) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ (略)	事前	重要な変更

令和6年9月30日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する。	事前	重要な変更
令和6年9月30日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 課税台帳情報ファイル 10. その他のリスク対策	記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更

令和6年9月30日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 収納情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	・システムの利用ができる端末を管理することにより、不要な端末から利用できないような制限を実施する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。	・システムの利用ができる端末を管理することにより、不要な端末から利用できないような制限を実施する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 (移行作業時に関する措置) 特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御する。 ・移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業員に対して周知徹底を行う。 ・移行作業に関しては、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないかログ監視できる仕組みを講じる。 ・利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。 ・利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。	事前	重要な変更
令和6年9月30日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 収納情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	記載なし	(物理的安全管理措置) <ガバメントクラウドにおける措置> (略) (技術的安全管理措置) <ガバメントクラウドにおける措置> (略)	事前	重要な変更

令和6年9月30日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 収納情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 特定個人情報の保管・消去に おけるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置	記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者 において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準 拠したプロセスにしたがって確実にデータを消 去する。 (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納した ファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作 業終了後は不正使用がないことを確認した上で 破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個 人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去 証明書等により消去されたことを確認する。	事前	重要な変更
令和6年9月30日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 収納情報ファイル 10. その他のリスク対策	記載なし	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いに ついては、当該業務データを保有する地方公共 団体及びその業務データの取扱いについて委 託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理 補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上で の業務アプリケーションの運用等に障害が発生 する場合等の対応については、原則としてガバ メントクラウドに起因する事象の場合は、国はク ラウド事業者と契約する立場から、その契約を 履行させることで対応する。また、ガバメントク ラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体 に業務アプリケーションサービスを提供するASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応 するものとする。具体的な取り扱いについて、疑 義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁 及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更

令和6年9月30日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 滞納情報ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	・システムの利用ができる端末を管理することにより、不要な端末から利用できないような制限を実施する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。	・システムの利用ができる端末を管理することにより、不要な端末から利用できないような制限を実施する。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 (移行作業時に関する措置) 特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御する。 ・移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業員に対して周知徹底を行う。 ・移行作業に関しては、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないかログ監視できる仕組みを講じる。 ・利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。 ・利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。	事前	重要な変更
令和6年9月6日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 滞納情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ルール内容及びルール遵守の確認方法	・同一機関内における特定個人情報の移転は個人情報保護条例にのっとり決められた範囲内に限定している。 ・移転を要する場合は、移転先の各担当課より依頼票を提出してもらうこととしており、依頼票の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供することとしている。	番号法等の法令の規定に基づき認められる特定個人情報の提供について、規定の範囲内において特定個人情報の提供・移転を行う。	事後	重要な変更にあたらない(法改正による変更)

令和6年9月30日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 滞納情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 その他の措置の内容	記載なし	(物理的安全管理措置) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ (略) (技術的安全管理措置) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ (略)	事前	重要な変更
令和6年9月30日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 滞納情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消 去 特定個人情報の保管・消去に おけるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置	記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者 において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準 拠したプロセスにしたがって確実にデータを消 去する。 (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納した ファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作 業終了後は不正使用がないことを確認した上で 破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個 人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去 証明書等により消去されたことを確認する。	事前	重要な変更
令和6年9月30日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名 滞納情報ファイル 10. その他のリスク対策	記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いに ついては、当該業務データを保有する地方公共 団体及びその業務データの取扱いについて委 託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理 補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上 での業務アプリケーションの運用等に障害が発生 する場合等の対応については、原則としてガバ メントクラウドに起因する事象の場合は、国はク ラウド事業者と契約する立場から、その契約を 履行させることで対応する。また、ガバメントク ラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体 に業務アプリケーションサービスを提供するASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応 するものとする。具体的な取り扱いについて、疑 義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁 及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更

令和6年9月6日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号 0835-25-2194	事後	重要な変更にあたらない(組織改革による変更)
----------	---	---	--	----	------------------------